

特定疾患管理料から生活習慣病管理料Ⅱへの移行のお知らせ

板橋宮本病院

2024年6月1日から診療報酬が改定になります。今回の改定では、特定疾患管理料の対象疾患から糖尿病、高血圧、脂質異常症が除外となります。

当院では糖尿病、高血圧、脂質異常症が主病で通院の患者様には、生活習慣病管理料Ⅱを算定し、療養計画書をもとに服薬指導などの総合的な治療管理を医師が行います。

受診時に療養計画書について説明を受けたあと、同意書にサインいただきます。窓口負担についても、これまでの金額から変更があります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○対象：糖尿病、高血圧、脂質異常症が主病で通院の患者様

○開始時期：2024年6月1日

○療養計画書の発行頻度：4ヶ月に1回

【2024年5月まで】		【2024年6月以降】	
再診料	73点	再診料	75点
外来管理加算	52点	生活習慣病管理料（Ⅱ）	333点
特定疾患療養管理料	225点	処方箋料	60点
処方箋料	68点		
特定疾患処方管理加算	66点		
合計	484点	合計	468点（-16点）

※診療内容によっては検査料等その他費用がかかります

長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

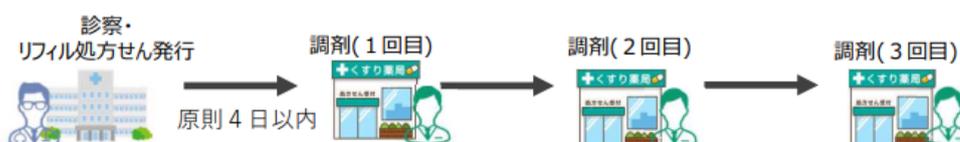
- ・ 28 日以上 of 長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること のいずれの対応も可能です。

なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

長期処方やリフィル処方をご希望の方は、診察の際に医師にご相談ください。

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、**一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せん**です。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大3回まで）
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方できません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。